

令和6年度 神戸市立神出中学校部活動(運動部・文化部)方針

1 部活動の意義

神出中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われる。そこで、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感等を涵養すると共に学校教育が目指す資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、外部指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中によりよく、豊かに生きるために資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上をめざすことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができる活動であるとことが大切である。

3 部活動のあり方

神戸市立中学校・義務教育学校部活動ガイドライン(H30年5月策定)に則り、心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全で安心な指導を行う。また、顧問のみならず、外部指導員(外部人材)を活用することにより指導体制の充実を図る。

4 指導と体制

部活動における指導は、顧問の方針と生徒の意見を反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが主体的に活動する態度を育てる」という視点の下、指導にあたる。

① 活動計画・実施報告書の作成

神出中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画表を前月末に作成し、生徒・保護者・管理職に知らせる。これにより、三者が活動内容を把握することにより、生徒がより安心・安全に活動を行うことができ、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。また、管理職は活動計画、実績報告をもって、活動内容を確認し、是正・指導を行う。

② 休養日および活動時間について

(1) 部活動における休養日については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。

平日は水曜日を休みとする。週休日等(土・日及び祝日)は少なくとも1日以上を休養日とする。また、週休日は従来休養日であるため、活動する場合は、事前に校長の許可と保護者の同意が必要である。その為、年度当初に年間を通じて、一括した「週休日等における部活動参加同意書」を保護者に提出いただき活動するものとする。週休日に、公式な大会・コンクール等の参加で連続して活動する場合は、校長の許可を得て、保護者に趣意書を出し同意を得た場合のみ可とする。その場合は、連続して活動した次の日を休養日とする。

(2)長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、家族との時間が過ごせるよう、1週間のオフシーズンを設ける。

＜本年度＞

夏季休業期間中… 8月10日(土)～16日(金)⇒学校閉校日

学校閉校日を含めた1週間を部活オフシーズンとする(各部の日程による)

冬季休業期間中…12月29日(日)～1月3日(金)⇒学校閉校日 = 部活オフシーズンとする。

(3)活動時間は、平日では2時間、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4)早朝練習は、基本的には実施しない。但し、公式な大会・コンクール等の一週間前に限り、早朝練習を顧問が必要と判断した場合は、管理職の許可を得た上で保護者に趣意書を出し、同意を得て実施することは可とする。

③ 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

④ 1年間の大会やコンクールなどの出場の見直しを行い、生徒、教職員の心身の負担や校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の経済的な負担を軽減する。対外試合等による校外への移動については公的交通機関(貸切バス・タクシー等含む)を利用し、集合及び解散場所は校区内を原則とする。顧問及び保護者の自家用車を使用しての移動は禁止とする。

5 本年度の部活動

① 本年度設置する部活動について

運動部：野球部、男子卓球部、女子卓球部

文化部：吹奏楽部、ものづくり部

② 神戸市立中学校拠点校制度

本校にない以下の部活動において、原則として昨年度参加者と新1年生が小学校時に1年以上継続して経験してきた生徒を対象として、この制度を活用することができる。

1. 卓球 2. 柔道 3. 剣道 4. 体操 5. 相撲 6. バドミントン 7. 陸上 8. 水泳 9. バスケットボール
10. テニス

＜昨年度の拠点校生徒＞

- ・剣道 … 女子1名

③ 年間完全下校時刻

年間を通して17:00(令和5年2学期より)

④ テスト期間中の部活動

原則として定期考查一週間前は活動停止期間とする。但し、定期考查直後の1週間以内に公式な試合やコンクール等がある場合は、校長の許可を得、保護者へ趣意書を出し、同意を得た場合のみ実施は可とする。但し、練習・活動は最低人数で1時間以内とする。

⑤ 土・日・祝日などの警報発令時の部活動について

- 朝7時の段階で神戸地域「暴風」「大雨」「洪水」の警報が発表されている場合、午前の活動は中止とする。
- 午前10時現在、警報が解除になった場合、12時より活動可能とする。
- 午前10時現在、警報が継続している場合、部活動は中止とする。
- 学校で部活動中に警報が出た場合、速やかに下校をさせる。

⑥ 部活動の服装 ○ 運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。○ 休日の練習や試合などでは、登下校についても同様とする。

⑦ 指導者の心得 ○ 神出中学校の部活動方針に則り、ルールを守り指導にあたる。○ 口口部員である前に、神出中学生であることを指導する。○ 『誰からも愛される口口部・誰からも応援される口口部』となるよう、部員・顧問 共に部活動の場面だけではなく、学校生活全てにおいて全力を尽くす。

『中学校における部活動は人間形成の場である』